

沿岸広域振興局長告示第3号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成30年1月23日

沿岸広域振興局長 小 向 正 悟

- 1（1）道路の種類 一般県道
（2）路線名 崎山宮古線
（3）変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
宮古市崎鍬ヶ崎第9地割32番24地先から第11地割10番1地先まで	新	m 19.7～10.7	m 209.1
宮古市崎鍬ヶ崎第9地割32番24地先から第11地割10番1地先まで	旧	19.5～10.0	209.1

- （4）変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- ア 場所 沿岸広域振興局土木部宮古土木センター
イ 期間 平成30年1月23日から同年2月23日まで

- 2（1）道路の種類 一般国道
（2）路線名 106号
（3）変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
宮古市腹帯第2地割4番2地先から腹帯第3地割35番11地先まで	新	m 105.9～19.2	m 305.4
宮古市腹帯第2地割4番2地先から腹帯第3地割35番11地先まで	旧	104.2～13.3	310.2

- （4）変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- ア 場所 沿岸広域振興局土木部宮古土木センター
イ 期間 平成30年1月23日から同年2月23日まで